（特定新規中小企業者の確認）

第九条　新規中小企業者は、前条各号（同条第五号ハ及び第六号ハを除く。）に掲げる要件に該当することについて、当該新規中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）の確認を受けることができる。

2　［略］

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　［略］

［削る］

［削る］

二　申請日におけるその株主名簿

三　［略］

四　申請日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）における貸借対照表及び損益計算書（設立事業年度を経過している場合に限る。）

五　基準事業年度の直前事業年度又は設立事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度における貸借対照表及び損益計算書（前条第五号イ(1)に掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）

六　前条第五号ロ(1)に規定する事業計画に係る事業計画書（事業概要及び経営者の略歴が記載されたものに限る。）（同号ロ(1)に該当するものであることを証する場合に限る。）

七　設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（前条第五号ロ(2)に該当するものであることを証する場合に限る。）

八　［略］

4～8　［略］

第十条　前条第一項の規定による確認を受けようとする新規中小企業者は、同項の確認に加え、次に掲げる要件のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第二項の様式第一による申請書に代えて、様式第二による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

一　設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過していないものに限る。）であって、事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有するもの

二　次のイ及びロのいずれにも該当するものであること。

イ　設立の日以後の期間が五年未満の会社であって、設立後の各事業年度における営業活動によるキャッシュ・フロー（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第百十二条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローをいう。）が零未満であるもの

（特定新規中小企業者の確認）

第九条　新規中小企業者は、前条各号に掲げる要件に該当することについて、当該新規中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）の確認を受けることができる。

2　［略］

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　［略］

二　申請日の属する事業年度の直前事業年度（以下この条において「基準事業年度」という。）に係る貸借対照表及び損益計算書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

三　基準事業年度の直前事業年度又は設立後最初の事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度における貸借対照表及び損益計算書（前条第一号イに掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）

四　申請日における株主名簿

五　［略］

［新設］

［新設］

［新設］

六　［略］

4～8　［略］

第十条　新規中小企業者は、前条第一項の確認に加え、第一号又は第二号及び第三号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第二項の様式第一による申請書に代えて、様式第二による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

一　設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立後最初の事業年度（以下この条において「設立事業年度」という。）を経過していないものに限る。）であって、事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有するもの

二　設立の日以後の期間が五年未満の会社であって、設立後の各事業年度に係る営業活動によるキャッシュ・フロー（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第百十二条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローをいう。）が零未満であるもの

［新設］